

国立市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)28年度 の人件費率
平成 29年度	人 75,723	千円 29,364,335	千円 544,587	千円 5,179,345	% 17.6	% 16.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

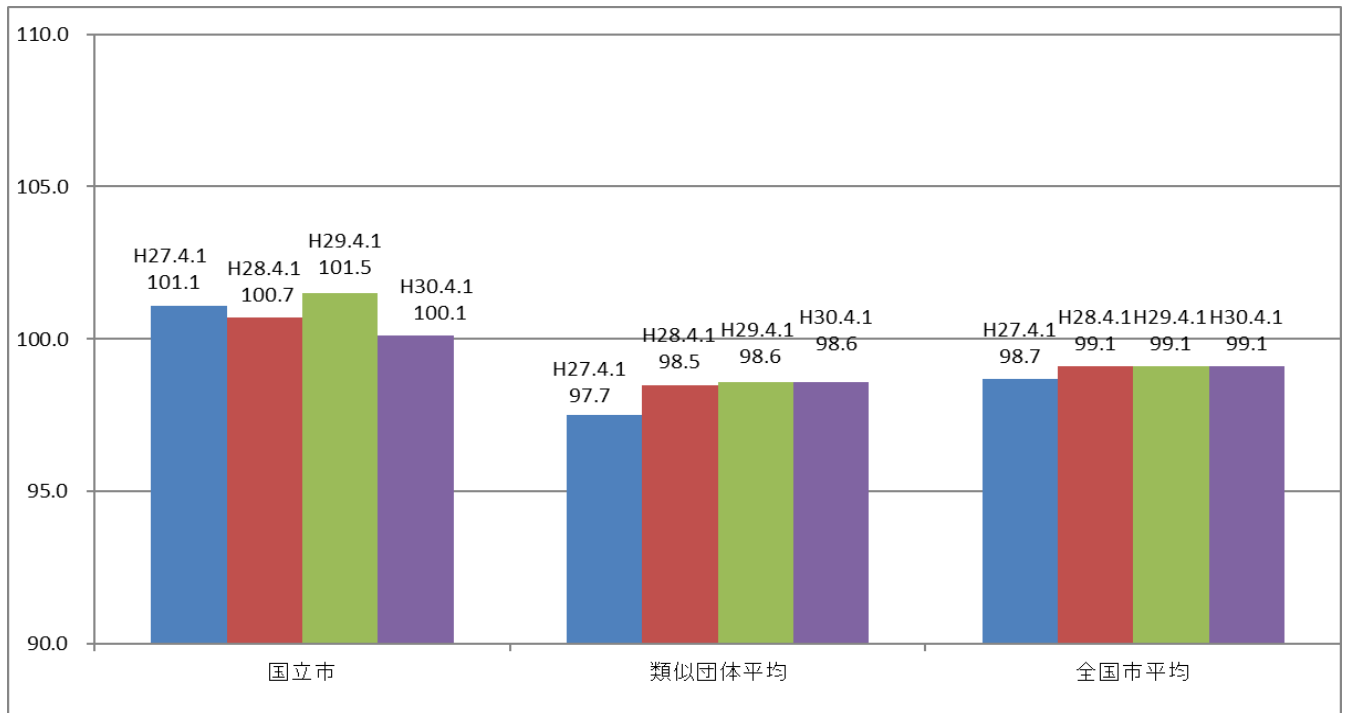
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当た り給与費B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 29年度	人 436	千円 1,624,026	千円 583,863	千円 722,155	千円 2,930,044	千円 6,720	千円 6,178

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③ラスパイレス指数が100を超えているが、東京都の給料表に準じている他、これまで東京都人事委員会勧告に基づき給与水準の見直しを実施してきている。なお、現給保障職員の在籍や職員構成の変動（比較的若い職員の管理職登用、比較的若い職員の係長昇任）が、100を超えている要因である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	東京都人事委員会の勧告				国 立 市 給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成 30年度	円 401,083	円 400,975	108 円 (0.03%)	% —	% —	% 0.15

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパ
イレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				国 立 市 年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成 30年度	月 4.61	月 4.50	月 0.11	月 4.60	月 4.60	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の
支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手
当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施
の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日実施済み

(内容)一般行政職の給料表について、国の給与制度見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。

激変緩和のため、1年3ヵ月(平成28年6月30日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準15%に対し、国立市においても15%を支給。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の 支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合
		4月1日 時点	遡及改 定後			
国基準による 支給割合	15%	15%	15%	15%	15%	15%
国立市の 支給割合	15%	15%	15%	15%	15%	15%

③その他の見直し内容

- ・ 勤労手当の支給において、算定基礎から扶養手当を除外して支給。
- ・ 55歳超職員の昇給停止。（人事評価結果によってのみ昇給。）
- ・ 永年勤続特別昇給の廃止 ※一般職職員のみ経過措置あり。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
国上市	40.3歳	309,122円	425,390円	379,263円
東京都	41.5歳	314,490円	444,592円	395,638円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	41.3歳	310,754円	391,700円	356,352円

②技能労務職

区分	公務員				民間		参考 A/B		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 類似職種		平均年齢	平均給与月額 (B)
国上市	55.2歳	10人	343,780円	404,127円	445,538円	—	—	—	—
うち清掃職員	57.0歳	2人	296,500円	347,180円	344,475円	廃棄物処理業	45.8歳	293,000円	1.53
うち学校給食	56.4歳	5人	352,260円	418,070円	415,684円	調理士	41.0歳	295,600円	1.53
うちその他	52.0歳	3人	361,166円	431,670円	424,633円	—	—	—	—
東京都	49.7歳	1,418人	292,009円	391,826円	361,938円	—	—	—	—
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円	—	—	—	—
類似団体	50.8歳	25人	325,745円	380,687円	358,362円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
国上市	—	—	—
うち清掃職員	6,205,248円	4,038,000円	1.54
うち学校給食	7,128,376円	3,914,500円	1.82
うちその他	7,103,230円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成27～29年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤労手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにさ

れているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分		国 立 市	東 京 都	国
一般行政職	大 学 卒	182,700 円	182,700 円	総合職 185,200 円 一般職 180,700 円
	高 校 卒	144,600 円	144,600 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	142,000 円	142,000 円	146,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

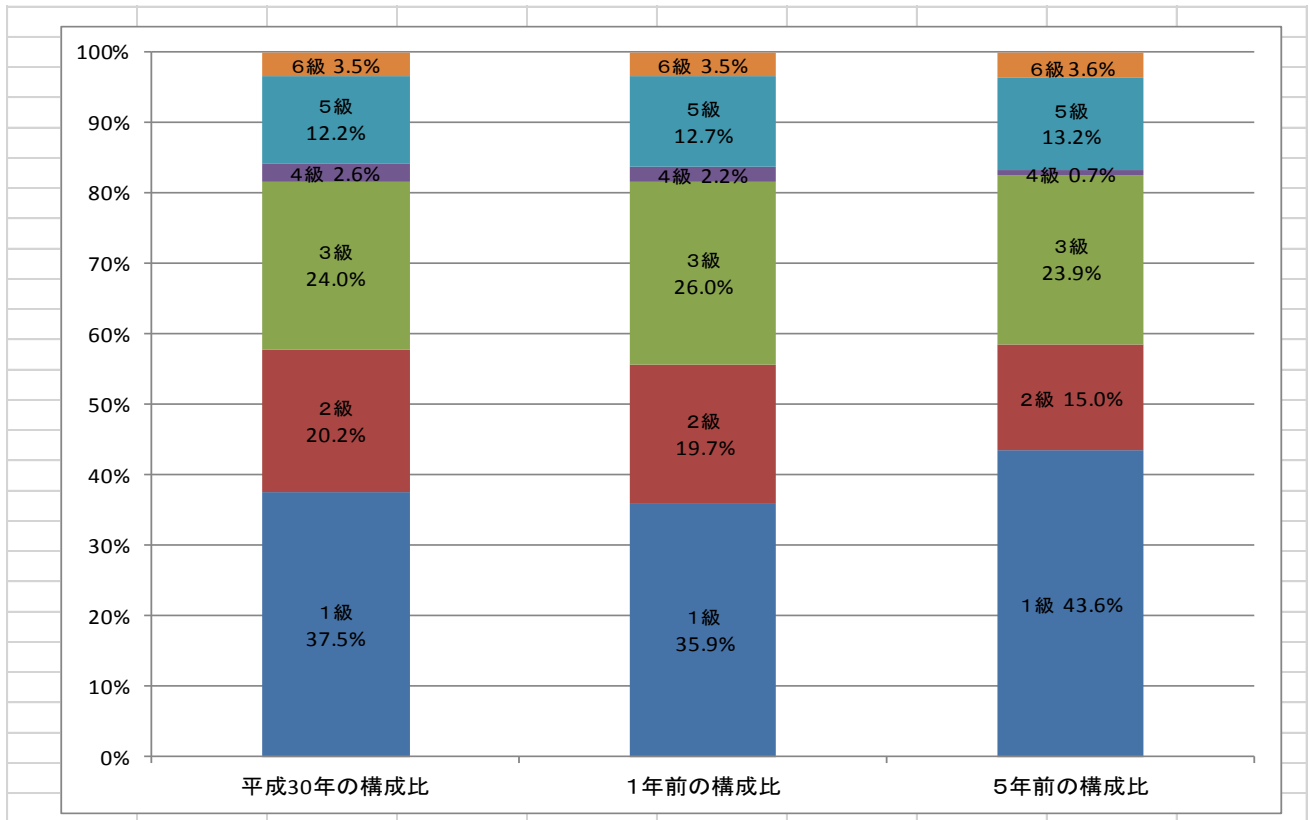
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	270,156円	331,400円	374,900円	418,257円
	高 校 卒	219,300円	278,900円	— 円	365,850円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	354,900円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

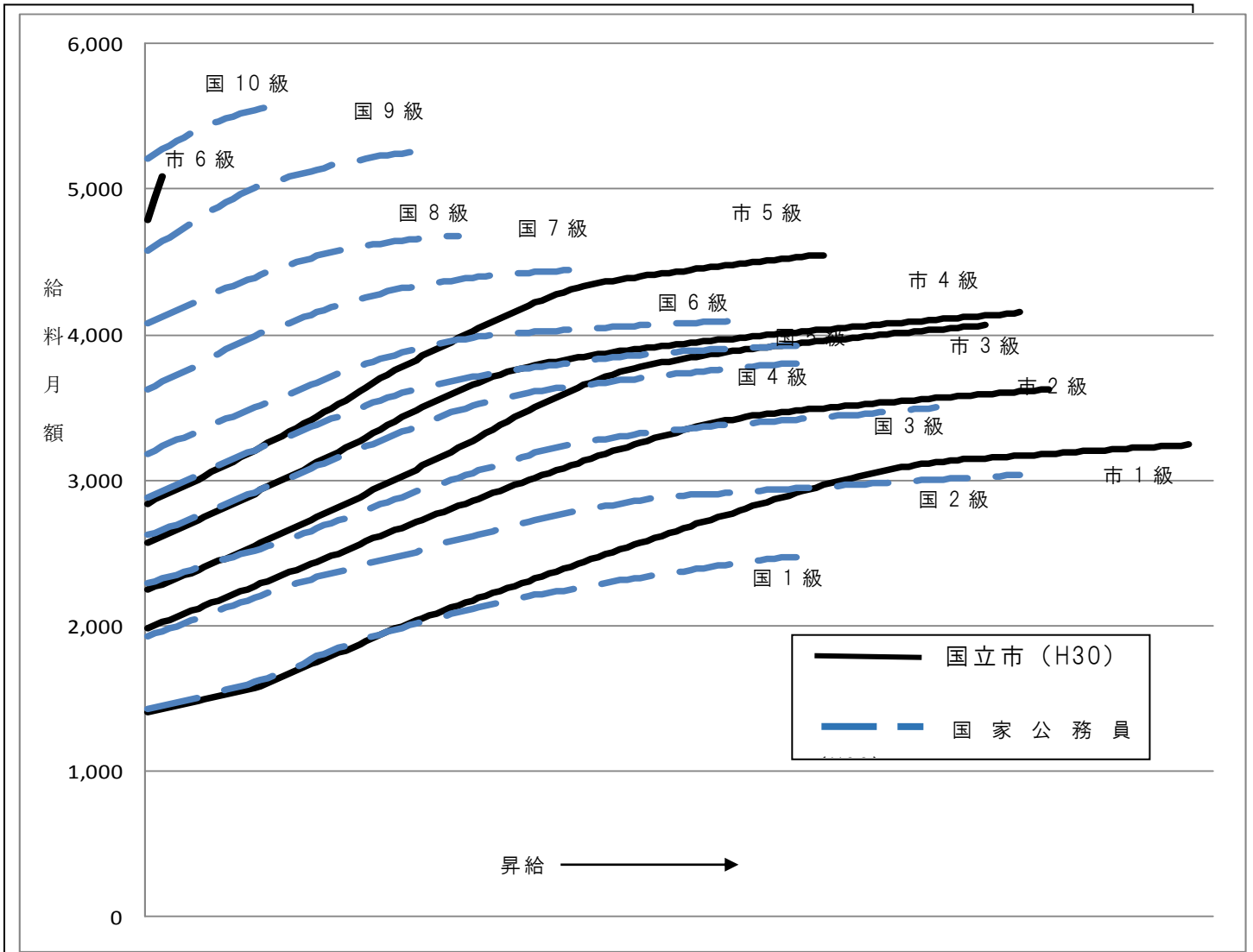
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	部長、参事	11人	3.5%	479,000円	508,900円
5 級	課長、主幹	38人	12.2%	284,000円	455,000円
4 級	課長補佐	8人	2.6%	256,800円	415,100円
3 級	係長、主査	75人	24.0%	224,800円	406,400円
2 級	主任	63人	20.2%	198,500円	362,500円
1 級	主事	117人	37.5%	140,300円	324,300円

- (注) 1 国立市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 再任用職員（フルタイム及び短時間勤務時間）の職員は除いています。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	国立市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

【特記事項】

制度導入済み。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

国 立 市	東 京 都	国
一人当たり平均支給額（29年度） 1,610 千円	一人当たり平均支給額（29年度） 1,836 千円	—
（29年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.9月分 （1.45）月分（0.9）月分	（29年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.8月分 （1.45）月分（0.9）月分	（28年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.7月分 （1.45）月分（0.85）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 3～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 職務段階別加算 3～20% ・ 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

（注） 1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 支給割合は管理職以外の一般職の割合を記載。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成30年度中における運用	国 立 市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

【特記事項】

制度導入済み。

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

国 立 市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	39.7575月分	47.70900月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	最高限度額	47.709月分	47.70900月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%）			定年前早期退職特例措置（2～45%）		
1人当たり平均支給額					
	1,441千円	21,620千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（29年度決算）		277,867千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		560,216円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
国立市	15%	496人	15%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		100.1 (100.1)	

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（29年度決算）		17,400円		
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		2,175円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		1.6%		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
昆虫等駆除 作業手当	業務に従事した職員	危険又は有害な昆虫等の駆除作業	8,400円	1件につき700円
行旅病人等 取扱手当	業務に従事した職員	行旅病人等の取扱い作業	0円	1件につき1,000円
	業務に従事した職員	行旅死亡人等の取扱い作業	0円	1件につき2,000円
動物死体 処理手当	業務に従事した職員	動物の死体処理	0円	1件につき300円
伝染病予防 消毒作業手当	業務に従事した職員	伝染病の予防又は消毒作業	0円	1件につき500円
滞納整理及び 処分手当等	業務に従事した職員	督促状の指定期限を経過した市税及び国民健康保険税の徴収	0円	現年度分 1件につき4円 徴収金額1,000円につき5円 滞納繰越分 1件につき7円 徴収金額1,000円につき7円
		不動産及び動産の差押処分	0円	1件につき10円
	業務に従事した職員	使用料等の未納金の徴収	9,000円	日額200円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	807,500 円 (950,000 円)		(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 644,000 円	
	副 市 町 村 長	757,950 円 (815,000 円)		885,000 円 / 620,000 円	
	教 育 長	720,000 円 (750,000 円)		— / —	
報 酬	議 長	575,000 円 (円)		737,000 円 / 357,000 円	
	副 議 長	515,000 円 (円)		653,000 円 / 294,000 円	
	議 員	490,000 円 (円)		591,000 円 / 266,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長 教 育 長	(平成29年度支給割合) 4.30 月分		※加算措置有 (20%)	
	議 長 副 議 員	(平成29年度支給割合) 3.95 月分		※加算措置有 (20%)	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職期間×350/100	(1期の手当額) 0 (13,300,000)	(支給時期) 任期ごと	
	副 市 町 村 長	給料月額×在職期間×300/100	4,547,700 (9,780,000)	任期ごと	
	教 育 長	給料月額×在職期間×250/100	2,700,000 (5,625,000)	任期ごと	

(注) 1 市長・副市長・教育長については、市長等及び教育長の給与及び退職手当の特例に関する条例に基づき、平成27年7月1日～平成31年6月30日までの間は市長にあつては給料の15%を、副市長にあつては給料の7%を、教育長にあつては給料の4%を減額する。また、この期間の退職手当については、市長にあつては支給なし、副市長・教育長にあつては、減額後の給料額を基礎に、それぞれ150/100、125/100の支給率で支給する。

なお、給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

※教育長の退職手当は1期(3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

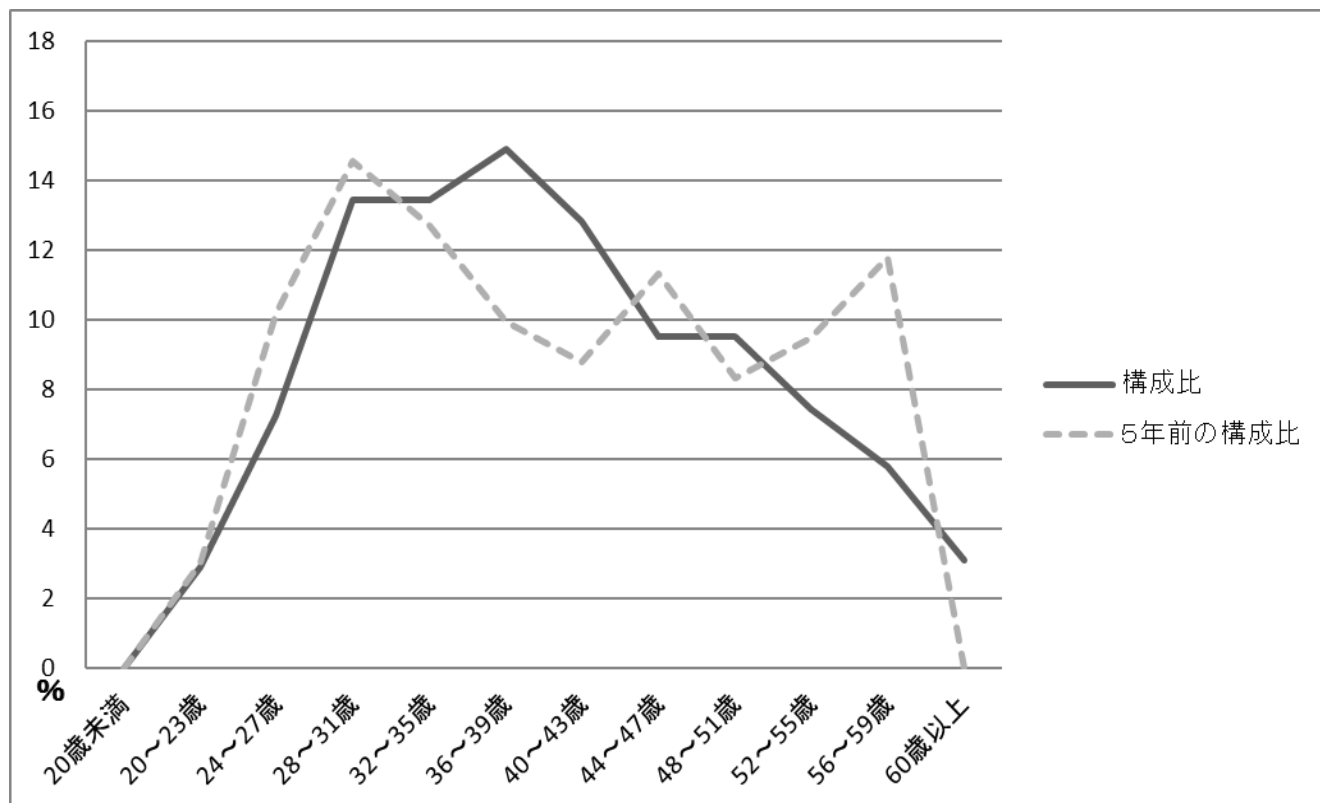
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成29年	平成30年		
普通会計部門	一般行政部門	議務・企画	7	7	0	研修派遣2(社会福祉協議会)、法務担当定員増(選管事務局)、自己啓発休業2 欠員補充(情報システム係) 特定任期付職員任期満了による減 1 定員増(生活保護担当課長) ▲2 ごみ減量課サンセット及び母子保健業務の移管による減 0 1 定員増(農業振興担当課長) 0 ▲1 過員解消(建築営繕課)
		税務	37	36	▲1	
		民生	149	150	1	
		衛生	33	3	▲2	
		労働	1	1	0	
	農林水産	3	4	1		
	商工	3	3	0		
	土木	44	43	▲1		
	計	386	391	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.64 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 49.02 人)	
	教育部門	50	54	4	生涯学習課増員	
	消防部門					
	小計	436	445	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.77 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 62.84 人)	
公会計企業門等	下水道	8	8	0	定員増(後期高齢者医療係)	
	その他	30	31	1		
	小計	38	39	1		
合計		474	484	10	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.92 人	
		[550]	[550]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	14	35	65	65	72	62	46	46	36	28	15	484

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		342	356	366	374	386	391	49 (12.5%)
教育		54	50	50	49	50	54	0(0.0%)
消防		—	—	—	—	—	—	—
普通会計計		396	406	416	423	436	445	49 (12.5%)
公営企業等会計計		39	36	38	39	38	39	0(0.0%)
総計		435	442	454	462	474	484	49 (12.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。